



城北小だより

6月号

令和6年5月31日

さいたま市立城北小学校

TEL 048-757-5391

児童数698名

◇学校教育目標◇

「考える子 思いやりのある子 がんばりぬく子」

いじめのない学校にするために

校長 中村 篤

先日、城北自治会サロン会の皆様よりベルマークで購入した体育用の運動マットを寄贈していただきました。商業施設などにベルマーク回収箱を置かせていただき、サロン会の皆様には定期的にベルマークを回収・集計していただいています。頂いたマットは授業で大切に活用させていただきます。本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。併せて、ベルマークを提供してくださった保護者や地域の皆様にも心から感謝申し上げます。

話は変わりますが、いじめ防止対策推進法（以下、いじめ防止法）をご存じでしょうか。滋賀県大津市の男子中学生がいじめを苦に自殺したことをきっかけに、平成25年に制定され、いじめの定義について「被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じているもの」と明確化されました。いじめ防止法の学校の責務の一つに「いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を学校設置者に報告する義務（いじめ防止法 23 条 2 項）」があります。本校にも残念ながら解決していないいじめ事案が数件あり、さいたま市教育委員会に毎月報告をあげています。また、「いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門家と協力して被害者・被害者の保護者を支援する義務、及び加害者に対する指導又はその保護者に対する助言をする義務（いじめ防止法 23 条 3 項）」に基づき、いじめの早期発見と組織的な対応に努めています。テレビなどでいじめ重大事案（自殺や不登校など）が報道されると、「管理職や学校の評価が下がるから学校はいじめを隠ぺいする」「先生にははじめから期待していない」などと学校が非難されることがあります。確かに学校の不適切な対応が原因の一つとしてあることは否定できませんが、憶測や一所懸命な教職員を蔑むようなコメントには怒りを乗り越えて、悲しい気持ちになります。本校はこれらのいじめ重大事案を他山の石とし、いじめを隠ぺいすることなく積極的に認知し、問題の解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

「いじめを解決するのは簡単だ。加害児童を出席停止にしたり、転校させたりすればいいではないか。なぜ加害者を守るんだ」「相手は子どもなのだから、加害児童に先生が厳しく指導すれば言うことを聞かせられるはずだ。それができないのは指導力がないからだ」という意見もあります。確かに出席停止や厳しい指導で解決できることもあるかもしれませんが、そう単純にはいかないケースも多々あります。例えば、加害児童の保護者が「うちの子だけが悪いわけではない。相手側にも非がある。こちらこそが被害者だ」と主張される場合や、「やられたらやり返せ」という保護者の助言で、被害者であるはずの子どもが反撃に出て逆に加害者になってしまう場合です。こうなると、解決がさらに困難なものになってしまいます。

いじめ防止法には保護者の責務として「保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（いじめ防止法 9 条 1 項）」とあります。いじめをなくすためには保護者の方の力も必要です。繰り返しになりますが、本校はいじめ防止への取組はもちろん、いじめを積極的に認知し、いじめ解決に向けて全力で取り組んでまいります。学校と家庭が協力・連携し、子どもたちが安心して過ごすことができる城北小学校を共につくっていきましょう。